

大分県報

平成十八年

第一八一六号

十二月二十一日

（火曜日）

目次

規 則	二
地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則の一部改正	一
地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職の指定に関する規則の一部改正	一
告 示	二
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	二
特定非営利活動法人の設立認証申請（二件）	二
指定希少野生動植物の指定案	三
道路区域の変更	三
道路の供用開始	三
道路位置の指定	四
教育委員会告示	四
平成十九年度大分県公立学校教員（理療科教諭）採用選考試験の実施	四
訓 令 甲	五
病院において特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の廃止	五
公 告	五
指定管理者の公募	五

○規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成十八年十一月二十一日

大分県規則第九十二号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則（昭和二十七年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）」を「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（企業局における主要職員の範囲）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（病院局における主要職員の範囲）

第二条 法第十五条第一項ただし書の規定により、病院事業管理者が任命についてあらかじめ知事の同意を得なければならない主要職員の範囲は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- 一 病院局長
- 二 本局の課長及び参事
- 三 大分県立病院の院長、副院長、所長、事務局長、課長、参事、放射線技術部長、臨床検査技術部長、薬剤部長、看護部長及び室長
- 四 大分県立三重病院の院長、副院長、課長、総看護師長及び室長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第九十三号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職の指定に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職の指定に関する規則（昭和四十年大分県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）」を「企業局に置かれる職のうち、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（企業局の職）」を付し、同条の次に次の一

大分県報（規則）

条を加える。

(病院局の職)

第二条 病院局に置かれる職のうち、法第三十九条第二項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。

- 一 病院局長
- 二 本局の課長及び参事
- 三 大分県立病院の院長、副院長、所長、事務局長、課長、参事、課長補佐(人事、給与又は服務に關与する者に限る。)、部長、看護部副部長及び室長
- 四 大分県立三重病院の院長、副院長、課長、課長補佐(人事、給与又は服務に關与する者に限る。)、部長、科長、総看護師長、副総看護師長及び室長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第千三十三号

大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号)第九十一条の三第二項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。
平成十八年十一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

特約業者の名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
安達修一	安達修一	玖珠郡玖珠町大字山田二二九一	平一八・九・一一

大分県告示第千三十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。

平成十八年十一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年十月二日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 大分県国際交流団体地球人倶楽部

- 三 代表者の氏名
河野 祐 治

- 四 主たる事務所の所在地
大分市錦町二丁目六番三十二号

- 五 定款に記載された目的
この法人は、大分県内に在住又は滞在する外国人若しくは日本国籍を有する外国出身者に対して、地域との係わりに関する支援や相互交流、日本語指導等に関する事業を実施することによつて、相互の異文化理解を図り、もつて日本と諸外国との友好関係の発展と公益の増進に寄与することを目的とする。

大分県告示第千三十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。

平成十八年十一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年十月四日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 勇征会

- 三 代表者の氏名
近 信 文

- 四 主たる事務所の所在地
大分市片島十二番地の一

- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の青少年及び成人に対して、空手指導に関する事業を行い、空手指導や交流試合を通じて空手の普及及び振興を図るとともに子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

大分県告示第千三十六号

大分県希少野生動植物の保護に関する条例(平成十八年大分県条例第十四号)第九条第一項の規定により、次に掲げる希少野生動植物を指定希少野生動植物として指定する予定であ

るので、同条第三項の規定により、指定案を縦覧に供する。
なお、指定案について意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に対し、当該指定案についての意見書を提出することができる。

平成十八年十一月二十一日

一 指定する希少野生動植物

タマボウキ（ユリ科）

チヨクザキミズ（イラクサ科）

ナガバヒゼンマユミ（ニシキギ科）

ヒメユリ（ユリ科）

イワギリソウ（イワタバコ科）

ヒゴタイ（キク科）

ホウライクジャク（ホウライシダ科）

オオミズゴケ（ミズゴケ科）

カブトガニ（カブトガニ科）

オオウラギンヒヨウモン（タテハチョウ科）

クロシジミ（シジミチョウ科）

二 指定の理由

過度の捕獲・採取、生息・生育環境の著しい悪化等によりその種の存続に支障を来すおそれがあり、特に保護を図る必要があるため

三 指定案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

大分県企画振興部景観自然室

2 縦覧期間

平成十八年十一月二十二日から同年十二月六日まで。

大分県告示第千三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年十一月二十一日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成十八年十一月二十一日

大分県報（告示）

三

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延長
県道小挾間 大分線	大分市大字宮苑字井ノ口九〇番二から 大分市大字宮苑字井ノ口八三番五まで	前	一四・〇 メートル 一〇・〇	二一・〇 メートル
	大分市大字宮苑字井ノ口八三番二から 大分市大字宮苑字井ノ口八三番五まで	後	一九・〇 一四・〇	二一・〇
県道佐田山 香線	杵築市山香町大字吉野渡字鳥野江八三二番二地先から 杵築市山香町大字吉野渡字鳥野江七〇七番二まで	前	七・〇 五・〇	一二・二
	杵築市山香町大字吉野渡字鳥野江八三二番二から 杵築市山香町大字吉野渡字鳥野江七〇八番四まで	後	二七・〇 一六・〇	一一〇・六

大分県告示第千三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年十一月二十一日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道小挾間大分線	大分市大字宮苑字井ノ口八三番二から 大分市大字賀来字井の口六三七番地まで	平一八・一一・二二
	杵築市山香町大字吉野渡字鳥野江八三二番二から	平一八・一一・二二

県道佐田山香線

杵築市山香町大字吉野渡字鳥野江七〇八番四
まじ

大分県告示第三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

平成十八年十一月二十一日

大分県知事 広 瀬 貞 貞

指定番号	指 定 位 置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
豊大第一八 一―号	豊後大野市三重町内田字山王 一―四三番三	平一八・一一・二	メートル 四・〇〇	メートル 七三・〇〇

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第十二号

平成十九年度大分県公立学校教員（理療科教諭）採用選考試験を次の要項により実施する。

平成十八年十一月二十一日

大 分 県 教 育 委 員 会

平成19年度大分県立学校教員（理療科教諭）採用選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 選考対象及び職務の内容

理療科教諭 大分県立盲学校に勤務し、生徒の理療教育に従事する。

2 受験資格

次の各号のすべてに該当する者であること。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者
 - (2) 盲学校特殊教科教諭一種（級）（理療）又は盲学校特殊教科教諭二種（級）（理療）の教員免許を現に有している者又は平成19年3月31日までに取得見込みの者
 - (3) 昭和31年4月2日以降に生まれた者
 - (4) 平成19年4月1日以降の採用にふじられる者
- なお、日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用する。

3 選考方法、日時等

区 分	選考項目	選 考 の 内 容	選考日時	選考場所
面接等	面 接	人物・教養・専門性などについて個人面接を行う。	平成19年 1月16日（火） 14：30～	大分 庁舎 総合庁舎 61会議室
	作 文	与えられたテーマに添って作文を行う。		
	健康診断	職務遂行に必要な健康状況の確認（健康診断書の提出）		

4 提出書類

採用選考を受けようとする者は、次の書類各1部を、大分県教育庁高校教育課長あて提出すること。

(1) 提出書類

ア 受験願書（所定のものに写真貼付のこと。また、身体に障がい等があり、試験会場において配慮を必要とする受験者は採用選考試験願書の「受験上の配慮」の欄にその旨を記入すること。）

イ 最終学校の卒業証明書又は卒業見込み証明書及び成績証明書（開封無効）

ウ 盲特一種（級）（理療）又は盲特二種（級）（理療）の教員免許状の写し（取得見込みで受験する者は不要）

エ 健康診断書（所定のもの 保健所等の公的医療機関で受診すること。）

オ 返信用封筒 2通（12cm×23.5cmの封筒に郵便番号及びあて先を明記し、切手90円分を貼付したもの）

(2) 提出先

〒870-8503

大分市府内町3丁目10番1号 大分県教育庁高校教育課人事班

(3) 締切日

平成18年12月26日（火）（必着のこと。）

採用予定者数

1人

採用時期

平成19年4月1日

勤務場所

大分県立盲学校

給与

基本給のほか、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当等が支給されます。

問い合わせ・連絡先

大分県教育庁高校教育課人事班

住 所

大分市府内町3丁目10番1号

訓令 甲

大分県訓令甲第二十六号

本 県 立 病 院
県立三重病院

病院において特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程（平成元年大分県訓令甲第十五号）は、廃止する。

平成十八年十一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

公 告

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県港湾施設（港湾環境整備施設（大分港西大分地区））の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。

平成十八年十一月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施設の概要

1 施設の名称

大分県港湾施設（港湾環境整備施設（大分港西大分地区））

2 所在地

大分市生石五丁目

3 施設の規模及び内容

（一）施設規模 総面積 二、七六七平方メートル

（二）施設内容 芝生広場、駐車場、ウッドデッキ

4 事業内容

（一）港湾施設の維持管理及び修繕に関する業務

- （二）港湾施設の使用の許可（工作物の設置を伴うものを除く。）に関する業務
- （三）港湾施設の利用の促進に関する業務
- （四）申請受付等補助事務の業務
- （五）施設の設置目的の範囲内で指定管理者が自らの企画により自主的に実施する業務

二 申請者の資格

申請しようとする者は、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- 1 大分県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。
 - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。
 - 3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。
 - 4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
 - （一）契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
 - （二）一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
 - 5 警察当局から大分県に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
 - 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十二号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。
 - 7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
 - 8 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。
- 1 申請を受け付ける期間等
平成十九年一月十五日（月）から同月二十二日（月）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
 - 2 申請の方法
申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。

平成十八年十一月二十一日

大分県報（教育委告示・訓令甲・公告）

- 3 申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。
申請書の提出先及び問い合わせ先
六の1の(二)に記載する所管室とする。

四 選定の方法及び基準

1 選定方法

県職員三人の委員で構成する大分県土木建築部指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。なお、選定委員会には、外部の有識者二人をアドバイザーとして参加させる。

2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は六の1の募集要項を参照すること。

(一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの一年間（予定）

六 募集要項等

1 募集要項

港湾環境整備施設（大分港西大分地区）の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間 平成十八年十一月二十一日（火）から平成十九年一月十二日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日、祝日及び年末年始の閉庁日を除く。

(二) 配布場所

大分県土木建築部港湾経営室

〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号 電話〇九七―五〇六―四六二

二

2 大分県ホームページによる情報提供

港湾環境整備施設（大分港西大分地区）の募集に関する情報（募集要項を含む。）に

ついでの大分県ホームページアドレスは、次のとおり。
<http://www.pref.oita.jp/11100/kanri/kouwan/>